

労務管理講習会で『働き方改革と健康経営の取り組み事例』の講演を実施しました。


令和元年度の労務管理講習会は、「働き方改革関連法」の成立、公布により、2019年4月1日から順次施行されることに伴い、多くの事業場で『働き方改革』の推進に役立てていただくために、




「働き方改革関連法の施行に伴う実務（時間外労働の上限規制、年次有給休暇の確実な取得等）」、「同一労働同一賃金のための取組み」、並びに当協会事業所様での「働き方改革」と「健康経営」の取り組み事例についての講演を実施しました。

なお、「働き方改革の取り組み事例」は第1回の講演（令和元年7月23日開催）でNTN株式会社様、「健康経営の取り組み事例」は第2回の講演（12月12日開催）で長瀬産業株式会社様に発表していただきました。

1. 演題、講師、講演内容（要旨）

◇ NTN株式会社		
講師	人事部 部長 川口 利幸 様	
演題	「わが社での働き方改革の取組みについて」	
講演内容（要旨）	<p>NTNの「働き方改革」の目的は、生産性の向上と多様な人材の能力活用、並びにワークラインバランスの実現です。また、「働き方改革」に対応した4つの取組みは、1. 人事制度改革、2. 生産性向上による長時間労働削減、3. 年次有給休暇取得促進、4. 多様な働き方のための施策促進です。</p> <p>紙面の関係上、上記2項の中で、「長時間労働をしない職場風土の醸成」について具体的に取組んでいる内容を記載します。第一は、出勤時間管理の仕組みによる徹底した時間管理を行い、所属長が部下の業務負荷状況をマネジメントし、常に業務の平準化を図っています。</p> <p>第二は、終業時には終業を告げるアナウンスとクラシック音楽を流し、時間意識の向上に努めています。第三は、毎週水曜日をノー残業デーとし、職場巡回による声掛けで早期退社を促しています。第四は、月に一回、適切な時間管理や長時間労働抑制について労使で話し合い改善につなげています。</p>	

◇ 長瀬産業株式会社		
講師	人事総務部 大阪人事総務課 課統括 白國 英哉 様	
演題	「当社の健康経営（ホワイト500取得含む）への取組み」	
講演内容（要旨）	<p>長瀬産業の健康経営への取組みは、「人々が快適に暮らせる安心・安全で温もりある社会」を目指しています。そのために、グループの財産である従業員とその家族が心身ともに健康であることが大切であり、従業員一人一人の健康維持・促進のための健康支援施策を推進しています。</p> <p>今回の講演では、1. 当社の健康経営（健康経営優良法人〈ホワイト500取得〉）の歩み、2. 健康推進室の体制と役割、3. 健康経営優良法人（大規模と中小規模）の認定基準、4. これから健康経営優良法人の認定を目指される企業様へのアドバイスについてのお話です。</p> <p>特に、上記4項のアドバイスでは、認定を受ける前提としては労働安全衛生法等の法令遵守、労働基準法関連の是正勧告等を受けていないことであり、また、認定を受けるためには、経営理念・方針の社内外発信、会社の健康課題を把握とその対応策、健康診断結果・労働時間・休職等の数値化とその評価・改善のための施策検討が重要です。</p>	

以上